

【独法対策委員会ニュース No.9】

必要な運営費交付金を確保するために ～学研労協、全大教、特殊法人労連と共同で財務省を追及～

国公労連・独立行政法人等対策委員会は 8 日、運営費交付金の拡充を求め、学研労協、全大教、特殊法人労連と共同で財務省交渉を実施しました。

交渉には、学研労協の大野議長、全大教の長山書記長のほか、全経済産総研労組、全経済評価機構労組、全通信研究機構支部、全医労本部、国土交通労組本部、東京国公、国公労連本部あわせ、総勢 10 人が参加しました。

財務省側は、主計局調整係（吉崎主査）、文科係（大北課長補佐）らが対応しました。

交渉の冒頭、学研労協の大野議長から、団体署名 20 団体分（累計 620 団体分）を提出するとともに、要求書（P5,6 参照）、日本の科学技術と国立試験研究機関の発展に向けた提言（P7～9 参照）を提出し、笠松独法対策委員長から要求趣旨を説明した後、各参加者から財務省を追及しました。

運営費交付金削減の影響を職場実態から追及

○学研労協—— 長い期間を費やして成果がでる基礎的研究が重要

運営費交付金が抑制され、新規採用が困難となっており、採用できたとしても任期付きの採用となり、施設の老朽化が進む中で修繕ができないなどの問題が起こっている。また、運営費交付金の抑制により目先の成果が確実で、目的が明確な研究が多くなっているが、長い期間を費やして成果がでる基礎的研究が重要である。

○全大教—— 運営費交付金の不足により様々な影響が

10 月 24 日開催の財政制度等審議会で文教・科学技術として文科省が意見しているが、概算要求のとおり増額査定した対応を求める。一方、財務省でも指摘しているが、日本の学生授業料の負担は民間支出に大きく依存しており海外と比較しても高くなっている。国立大学の中では、運営費交付金が不十分であるため、授業料の値上げを行わざるを得ない状況となるなど、さらに負担が増している。学生の授業時間が短くなっているとの指摘もある中、これらにより学業よりもアルバイトなどを行わなければならないとなっている。大学など高等教育の無償化では、所得制限がかなり低く、その対象を学問追究と実践的教育のバランスがとれている大学とするなど、大変問題がある。大学の法人化から教員が多忙化により勉強する時間もない状況になっており、目先の研究しかできないため、このままではアイデアが枯渇してしまう。ノーベル賞受賞者も口をそ

ろえて言っているが、競争的な資金ではなく、能力が発揮可能で自由な発想に基づく基盤的な研究こそが必要であり、そのための資金を十分に確保するよう求める。さらに、運営費交付金が不十分であること、将来に渡って確保可能であるか不明であることから、雇用の継続を断念する事例が発生し、無期転換が発生する中で有期雇用職員を解雇する大学が続出している。将来のリスク回避を含む安定的な運営費交付金の拡充が必要である。

○国土交通労組—— 必要な人員と体制が確保できる予算措置を

航空大学校では、政府の施策としてパイロット養成を増加させるとしており、養成者が増える中で、それに対応する先生は増加していない。また、練習機は増えたが、それを机上で練習するシミュレーターは不足し、機体を確保する格納庫が不足し野ざらしになるなど、いびつな状況が起こっている。国の施策でパイロット養成者を増やせという命令だけが先行している。一部だけを先行するのではなく、必要な人員と体制が確保できる予算措置を求める。

○全通信研究機構支部—— 独法の自主性を重視すべき

情報通信研究機構では、情報セキュリティ、ビッグデータ、AI などに関するものなど、基礎から応用まで幅広い研究を行っている。特に、サイバーセキュリティやオリンピックに関する研究は重視され、音声翻訳アプリであるボイストラなどには予算措置されるが、契約や機材管理の実務などで業務量が増加している。一方で人員は削減されており、残業が増加している。また、新規採用が厳しくなり、総人件費抑制ではなく、独法の自主性を重視し、運営費交付金を拡充するよう求める。

○全経済産総研労組—— 将来を含めた必要な予算措置が行われるべき

産業技術総合研究所では、予算の年度縛りにより研究がとぎれ、海外とやりとりをする際にタイムラグが起きるなど、支障がでている。独立行政法人のメリットを生かし、予算の年度縛りを緩和し、年度繰り越しの運用を求める。運営費交付金にしめる人件費の比率は、現状、50%程度であるが、10年後には60%になると予測している。今後、定年年齢の引き上げがなされれば、この比率はもっと上がることとなる。高齢者雇用安定法にもとづき、運営費交付金の満額査定を求める。設備なども老朽化しているが、施設整備費補助金が不足している。少なくとも中期計画の最終年度となる2019年度には、各省からの要求をきちんと精査し、施設整備など必要な予算措置が行われるよう求める。

○全経済評価機構労組—— 国民に密着した業務に支障が無いよう

経済産業省として昨年並みの予算要求を行っている。国民に密着した業務に支障が無いよう、必要性を認識し、運営費交付金の満額査定するよう求める。

○全医労—— 職員の奮闘に報いるため運営費交付金の拡充を

国立病院機構の診療部門では、運営費交付金が年々削減され、ほとんど配分されていない状況。職員の奮闘により、なんとか黒字であったが、ここ2年間赤字となり、人件費が抑制され、これまで国準拠としていたが、人勤準拠もできていない。国立病院機構は、新規採用も抑制されている中で、重症心身障害、筋ジストロフィーの患者など、民間では扱うことが困難な対応を行っている。

る。今年度は黒字となる見込みであるが、職員の奮闘に報いるため、本来の独法の趣旨を考慮し、運営費交付金を拡充すべきである。

ナショナルセンターでは、医療機器を購入するのに募金でまかなうという事例が発生しているが、必要な医療機器が購入できる財政措置がされるべきである。

財務省は従来どおりの回答

～優先順位にもとづき精査～

各労組からの訴えを受け、財務省側からは、「各省の要求については、当局とも議論を行っている。現場の厳しい実態は各予算係に伝える。運営費交付金については、国の厳しい財政事情の中、中期計画などをふまえ、優先順位にもとづき精査したい」「財政制度等審議会では財務省の考えも盛り込んでいる。大学など高等教育の無償化については、低所得者世帯の格差を固定化させないとするもので、住民税が非課税となる世帯を対象とし、学問追究と実践的教育のバランスがとれている大学等など、無償化に一定の条件は必要である」などと回答しました。

各参加者からは、さらに、仮に消費税が増税された場合の必要な予算措置を行うこと、運営費交付金の中での内訳が重要であり、少なくとも独法化前の水準に戻す必要があること、大学など高等教育の無償化で実践的などという条件を設けることは、低所得者世帯の進路選択の範囲を狭め、格差を固定化するものであり非常に問題であること、などを追及しました。

最後に、笠松独法対策委員長から「財務省として、各職場の状況と職員の奮闘を真摯に受け止め、必要な予算措置を行うよう求める」と述べ交渉を締めくくりました。

以 上

2018年11月8日

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

議長 大野 宏之

日本国家公務員労働組合連合会

中央執行委員長 岡部 勘市

全国大学高専教職員組合

中央執行委員長 中富 公一

特殊法人等労働組合連絡協議会

議長 竹内 清

独立行政法人・国立大学法人等の

運営費交付金拡充等を求める要請書

独立行政法人（中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人）・国立大学法人等の運営費交付金は抑制され続けています。運営費交付金の抑制は、医療・研究開発・教育などをはじめとして多岐にわたる業務を通じて国民の安全・安心を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人の運営に支障をきたし、国立大学法人・大学共同利用機関法人・（独）国立高専の高等教育においても、学術研究、附属病院での医療の機能を低下させるとともに、国民の教育を受ける権利の後退を招く原因となっています。運営費交付金削減の代替とされる競争的資金は、現有施設の維持・管理・更新の用途にはそぐわないため、設備の老朽化にともなう安全上の問題も発生しています。

行革推進法による人員削減もかさなっており、正規の職員・教員が採用できないため、非正規職員・

教員でその場をしのぐ法人が増え、業務や研究の質や継続性が保てなくなっている現状です。さらに運営交付金が抑制される中では、改正労働契約法により無期転換権を得た非正規職員、教員の雇用を保证するために運営費交付金の拡充が必要です。

国立大学では、人件費の削減や教員人事の凍結によりゼミがなくなる等の問題が生じており、ノーベル賞受賞者のみなさんも口を揃えて、基盤的研究費が安定的に措置されることの重要性を指摘され、運営費交付金不足による研究資金の不足が、経常的な研究活動を阻害していることへの危惧を表明されています。平成30年版科学技術白書でも「科学技術イノベーションの根幹を担う人材の力、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す学術研究や基礎研究、あらゆる活動を支える研究資金といった基盤的な力の強化が必要」としています。

国民生活の安定、社会経済の健全な発展、社会の進歩と福祉の向上のためには、独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金の拡充が必要です。

つきましては、貴職に対し、下記事項が実現するようご尽力下さることを要請します。

記

1. 独立行政法人等が行う国民の安全・安心を守り、産業活動の基盤を支える業務の維持・拡充をはかるため、必要な運営費交付金を確保すること。
2. 国立大学法人等の高等教育、学術研究、附属病院での医療の質の向上を図り、国民の教育を受ける権利を保障するために必要な運営費交付金を確保すること。
3. 法人運営の実態に応じた必要な増員を含め、総人件費の増額を認めること。

以 上

日本の科学技術と国立試験研究機関の発展に向けた提言

2018 年 7 月 31 日

第 36 回国立試験研究機関全国交流集会

1. はじめに

国立試験研究機関（以下、「国研」）は、科学技術の発達に繋がる基礎・基盤研究や現実的な問題の解決に繋がる応用研究等を通じて、国民が安心して暮らせる生活の質的向上と日本を豊かにする産業活動・科学技術の発展に大きく貢献してきました。

本提言は第 36 回国立試験研究機関全国交流集会で日本の科学技術に果たす国研の役割に関する議論にもとづいて行うものです。今後の科学技術と国研の発展を願い、本提言がその一助になれば大変幸いです。

2. 日本の未来のために基盤的研究資金の拡充と長期的視野に立った科学技術政策を

資源の乏しいわが国が発展するための推進力となる科学技術が危機的状況に陥っています。科学技術力を計る指標となる学術論文は、ここ 10 年で主要国が論文数を大きく伸ばすなか、唯一日本だけが伸び悩んでおり、注目度の高い論文数についても順位を大きく下げていますⁱ。科学技術力の凋落の原因のひとつと考えられるのが基盤的な研究資金の削減と選択と集中による研究課題・人材などをはじめとする多様性の排除です。2000 年代初頭に行われた国研や国立大学の法人化に伴って事業の効率化などを理由に運営費交付金が年々削減されています。これにより、職員の新規採用が抑制されたり、任期付きでの採用が増えたりするなど、特にこれからのわが国の科学技術の未来を担うべき若い世代の就職環境が厳しいものになってきていますⁱⁱ。その一方で、職員にとっても、業務量に対して十分な人員が配置されないことから長時間労働を余儀なくされる等、その職場環境は悪化してきていますⁱⁱⁱ。そのため、人材育成もままならず研究や技術の継承も立ちゆかない状況や、育児・介護を担っている職員が働きづらい環境も生まれています。

また、運営費交付金を主な原資とする基盤的な研究資金の削減によって、研究費の多くを外部資金に頼らざるを得ない状況になっています。外部資金は期限付プロジェクトであり、その多くは申請時に目標とそれを達成するための計画を定め、研究が計画どおりに進捗しているかが評価されるものです。そのため外部資金プロジェクトでは短期的に成果の出やすいテーマになりがちです^{iv}。くわえて、業務の効率化や研究成果の最大化などの名のもとに、改革と称して組織の見直しなどが度々行われ、それに対応してきた現場は研究に専念する時間がないばかりか精神的に疲弊し、研究へのモチベーションを維持するのが困難となっています。

いま求められているのは、少子高齢化が進行するなかにおいても、わが国の科学技術と産業活動を支える国研の未来を担う若手^vや女性など多様な人材を採用・育成できる環境を整備すること、そして、基盤的な研究資金を拡充し、国研で働く職員のモチベーションを向上させ、科学技術の発展に貢献する研究を継続・継承していく^{vi}ことです。あわせて、国民生活の安心・安全を守る国研の役割を十分に果たすため、長期的視野に立った科学技術政策の策定とそれを実行するための組織運営が必要です。

3. 独立行政法人制度の抜本改善を

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして 2001 年 4 月からスタートし、国研の多くも独立行政法人化されました。2015 年 4 月からは独立行政法人は 3 つに分類^{vii}されており、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、国研はそのうちの 1 つである「国立研究開発法人」と位置付けられています。

国研が真に果たすべき役割を踏まえ、科学技術の発展に貢献するために、独立行政法人制度の以下の問題等を早期に改善することが必要です。

(1) 自主的・自律的運営の確保

国とは属性の異なる独立行政法人に対して、国の実施する国家公務員の定員管理および人件費削減政策が影響することがあってはならず^{viii}、法人内部の組織・人事政策は独立行政法人固有の権限として守られるべきです。総務省及び主務省庁の指導・援助を受けるものの、一定の独立性は保たれなければなりません。その上で、個々の法人の独自性・専門性を高めることや、事務・事業の執行責任を理事長および理事会にあることを明確にし、自主的・自律的運営を保障すべきです。

また、独立行政法人の賃金等労働条件は労使交渉で決定されることが原則です。しかしながら、国は賃金・労働条件について人事院勧告や国に準ずるように毎年各独立行政法人に要請しています。その要請は運営費交付金の配分を盾に実質的には強制といえるもので、国が独立行政法人の労使自治に介入・干渉している実態があります。労働組合法、労働基準法をはじめとする労働法制の徹底をはかるなど、労使自治の原則を確立する手立てを講じる必要があります。

(2) 適切な目標設定と客観的評価の改善

各法人の事業目的や特性に応じて長期（10 年程度）の目標設定ができるようにすることが必要です。特に国研において実施されることが期待されている目的基礎研究は、中期目標期間では評価が困難な場合があることが明らかになっています。中期・長期の目標設定は、主務大臣が行うのではなく、各法人の理事会が設定すべきで、その際、国民や職員の意見が反映される仕組みがつけられることが重要です。

また、評価は、独立行政法人の自主性、自律性を尊重するため現行の事後評価とし、効率性に偏重することなく、事務・事業の国民生活および社会経済の安定・向上等に対する貢献度を中心に公正・客観性を担保する仕組みが必要です。そのため総務省及び主務省庁から独立した専門家による第三者機関を設置し、評価を行うようにすべきです。

以 上

ⁱ 被引用数 Top10%補正論文数が PY（出版年）2003-2005 に 4,601（全体 4 位）だったものが 2013-2015 には 4,242（同 9 位）まで減少している（2018 年度版「科学技術白書」より）。

ⁱⁱ 2018 年国研集會個人アンケート（以下、「アンケート」）では、「パーマネントの若手研究者の採用ができず・・・」「研究支援スタッフの雇用が継続できず・・・」がともに約 4 割となっている。予稿集 P11・Q6 参照。

ⁱⁱⁱ 業務をすすめるにあたっての問題について「業務が煩雑化している」（55%）、「絶対的な人員が足りていない」（46%）がアンケート回答の上位 2 つとなっている。予稿集 P14・Q8 参照。

^{iv} アンケートでは、運営費交付金削減の弊害について「短期間で成果が出るような外部資金が重視される一方で目的基礎研究が軽視され、研究シーズが枯れてきている」が約 7 割を占め、回答のトップとなっている。予稿集 P11・Q6 参照。組織アンケートにも同様の意見が多く記載されている。

^v アンケート Q10（未来を担う人材の育成のために必要な制度改革について）の自由記載欄には、若手の採用（パ

ーマネント）増やそのための環境整備が必要との意見が多く記載されていた。

- vi 国研の発展のために重要なことについてアンケートでは「定点観測等のように、長期にわたって継続することが重要な課題の遂行」が約 7 割、「基礎・基盤研究のさらなる推進」「50 年後 100 年後の日本を見据えた超長期的ビジョンに基づく研究・事業政策の策定」がともに約 5 割を占めている。予稿集 P19・Q11 参照。
- vii 2015 年 4 月 1 日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が施行され、「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の 3 つに分類された。
- viii 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」などによって、人件費削減が実施され、独立行政法人の第 2 期中期目標・計画では、人件費の 5%の削減目標が課せられている。その後も 1%削減が継続されている。